

当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（その2）

2020年3月24日  
在デトロイト日本国総領事館

当館の領事窓口は、通常の窓口時間で引き続き業務を行っております。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、22日にオハイオ州、23日にはミシガン州において州政府より自宅待機命令が発出されました。

当館の領事窓口は、自宅待機命令中も、引き続き通常の窓口時間で業務を行っていますが、3月19日及び23日のメールでお知らせしたとおり、領事窓口で対応する職員は更に縮小しております。

については、下記につき、改めてご理解とご協力をお願いいたします。

1 体調がすぐれない方は、体調が回復されてからご来館願います。また、お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

2 領事待合室の入口に消毒用アルコールを設置しています。

3 筆記用具も、可能な限りご持参いただくようご協力をお願いいたします。（領事窓口でも筆記用具を準備しております。）

4 感染予防の観点から、領事待合室の警備員、及び領事窓口職員が、マスク・手袋を着用して対応していることがあります。予めご理解をお願いいたします。

5 証明書のうち、在留証明、署名証明については、申請後、交付まで通常より長くお待ちいただくことがあり得ます。

英文の証明（翻訳証明を除く、旅券所持証明、出生証明、婚姻証明等）につきましては、通常は、申請より5業務日以内に交付しておりますが、交付までに通常以上の日数をお待ちいただくことがあり得ます。

また、旅券交付につきましても、通常以上の日数をお待ちいただくことがあり得ます。

6 領事窓口ご来訪時または電話でのお問合せ時に職員がすぐに対応・応答できない場合があります。また、Eメールでのお問合せについても、返信を差し上げるまでに通常より長くお待たせすることもあります。

7 当館が入居するルネッサンスセンター・ビルは現在、入構制限が強化されており、同ビルに用事のある来訪者のみの入構を認めることになっております。ビル1階の入り口に配置されているセキュリティー・オフィサーから、入構目的を質問される可能性がありますので、その際には、総領事館（Consulate-General of Japan, 16<sup>th</sup> Floor）を往訪する旨告げてください。また、来訪にあたっては、念のためパスポート等の写真付き身分証明証を携行ください。仮に、入構に際し何か問題が生じる場合には、当館まで（313-567-0120 代表）まで連絡してください。

○在デトロイト日本国総領事館（管轄地域・ミシガン州，オハイオ州）

ホームページ：[https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

住所：400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243, U.S.A.

電話：313-567-0120（代表） Fax：313-567-0274